

区長の基本姿勢について

Q1：緊急事態条項では「緊急事態の宣言が発せられたときは、地方自治体の長に対しても必要な指示をすることができる。」とされているが、首相の独断で緊急事態宣言が発せられた時、区にはどのような事態が生じ、区長はどのような指示を受けると考えているのか。また、国政選挙ができなくなるような、緊急事態が生じる可能性は非常に少なく、万が一の場合も現行法制で十分対応でき、緊急事態条項は必要ないと考えるが、区長の考えは。

A1：緊急事態条項については、現在開会中の国会において、憲法改正に関連して議論がなされている。憲法改正は国民の代表である国会において議論が始まったところであり、区として緊急事態条項について論評する考えはなく、国会の議論の動向を今後も注視していく。

Q2：緊急事態の状況において、自衛隊施設周辺の区道の通行禁止や、周辺地域が立ち入り禁止区域に指定されるなどにより、区民の日常生活にも支障が生じる可能性があることを検討しているか。

A2：大規模な自然火災や武力攻撃事態が発生した場合、区民の生命や生活に重大な影響が生じることは明らか。防災や国民保護の仕組みの中で、影響を最小限にするために全力を尽くす。

区政改革について

Q1：『練馬区の「これから」を考える』 区政の改革に向けた資料の説明会が6か所で開催された。

今回説明会や意見募集で出された様々な区民の意見を、どのようにまとめどう反映させていくのか。例えば地域課題や施策に反対の意見に対しては、今後どのように対応するのか。

A1：直ちに対応すべきものはすぐに実行し、区政改革に反映させるべきものは計画に盛り込んでいく。

Q2：区長の夢は「政策にせよ、或いは住民参加にせよ、ここに練馬区ありと胸を張れる自治体をつくる」とのことだ

が、住民参加・参画による政策づくりこそ自治体をつくり育てると考える。区長の考えは。

A2：区が直面する課題について、全員の意見が一致することはない。議論を重ねた上で、最終的には区民全体の長期的な利益を実現する観点から判断するのが行政の責任。

マイナンバー制度について

Q1：今後導入される「マイナポータル」は、ハッキングなどの被害が想定される。また、パソコンを持たない人がマイナポータルを使えるように、公的機関に端末を設置することを国は検討している。不特定多数が行き来する場所での利用は、情報漏えいのリスクを高め危険。利用情報の提供が目的で、個人カード作成の誘導策としか思えない。

マイナポータルはやめるべき。メリットばかりを強調せず、ハッキングなどの危険性、警察の取扱い情報など、把握できないものもあることなど、デメリットを区民に広報していくべき。

A1：情報セキュリティを確保するため、利用に際しては、個人番号カードに格納された電子情報とパスワードを組み合わせ確認する公的個人認証を活用することとしており、この際マイナンバーは利用しない。

Q2：中小企業や個人事業主などは、制度そのものへの理解や個人情報保護の環境整備が不十分で、従業員の個人番号を収集管理することは危険。各省庁では、個人番号の記載がなくても書類を受付け、不利益な扱いはしないことを明らかにしている。また、事業者には法的義務であっても従業員は、不安があれば、拒否することも可能。区は事業者のマイナンバー制度への対応についての区民の質問にどのように答えているのか。また、個人番号が不当に扱われないように、チェック体制をどのように作っていくのか。

A 2 : 区民からの質問にはついては、法の趣旨や事業者の責務を説明し、事業者からの提供依頼の内容に不明な点がある場合には、確認を促す。チェック体制については、国の「個人情報保護委員会」が事業者に対し、指導、助言、勧告、命令、立ち入り検査等を行い、法令に違反した場合には罰則の適用を受ける。区においても特定個人情報の取扱いが適正になされるよう、区内事業者を支援していく。

性的マイノリティについて

Q 1 : 第4次練馬区男女共同参画計画(素案)に新しく「性的マイノリティの方への情報提供および区民への啓発」が入った。申請書の性別欄を削除するなど、具体的に取り組むべき全庁的な人権施策としてどのように展開するのか。

A 1 : 当事者や専門家を招いた講演会や啓発リーフレットを用いてのセミナーなど、様々な媒体を活用した区民向けの啓発に力を入れていく。また区報やホームページ等を活用し相談窓口の周知や必要な情報提供に努める。

Q 2 : 思春期の性的マイノリティ当事者は、周囲のこころ無い言葉に傷つき、ありのままの自分を告白できずに悩み、20%~40%が自殺を考えている。教職員は、性的マイノリティがクラスにいることを前提に、全ての子どもに肯定的なメッセージを発信することが必要だが、区はどのように取り組んでいるか。

A 2 : 性的マイノリティとされる児童生徒が在籍する場合には、文部科学省の通知を踏まえてきめ細かな対応を行うよう、各学校に指導している。また、対象となる児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくりに配慮するよう求めている。あらゆる偏見や差別の解消を目指し、人権教育を基盤とした教育活動を引き続き展開していく。

Q 3 : 昨年来、神奈川県海老名市の市議会議員や、岐阜県職員の「同性愛は異常なのだ」という発言、また、ここ練馬区議会においても「同性のカップルからは子どもは産まれません」など、公的立場にある議員や職員による、差別的発言が大きな問題になっている。無知ではすまされないこれらの発言に対して、区はどのように対応しているのか。

A 3 : 職員には研修等を通じて差別や偏見に気づき、見抜く力を磨けるようスキルの向上に努める。

障害者差別解消法について

Q 1 : 4月に施行される障害者差別解消法は、障がい者が声をあげやすい環境をつくり、何が差別かを明らかにすることが必要。障がい者にとって、差別や障壁と感ずることは、障がい者団体からのみ聞くのではなく、個々の障がい当事者の声を聞き取るべき。

区は必要ないと言っているが、なぜ当事者の直接の意見反映に努めないのか。

A 1 : 法の施行にあわせて、より効果的かつ円滑に対応できるよう、相談体制を整え、障がいのある方のご意見・ご

要望を引き続き丁寧に取り上げていく。

Q 2 : 区は職員への対応指針を作成して、2月に公表するとのこと。今後法の施行にむけ、職員は研修や交流の機

会など、当事者の声を聞くことからはじめ、困っていることを受け止め、共感する体験を繰り返しおこなうべきだ

が、どのような計画をもっているのか。

A 2 : 今後策定する対応要領により、必要な研修を継続的に行っていく。また、相談窓口での対応事例を担当者会議で共有し、分析を行うなど、職員のスキルの向上に努めていく。

練馬区エネルギービジョンについて

Q 1 : 昨年 1 2 月によく練馬区エネルギービジョンの素案が示された。

区長の「原発を否定するものではない」との発言もあったが、廃棄物の処理方法がない原発は最も未熟・未完のエネルギーであり、持続可能なエネルギーではない。

電源構成に原発を入れないエネルギービジョンを描くべきだが、区長の考えを伺う。

A 1 : 原子力発電については、国のエネルギー政策において取り扱われるものであり、エネルギービジョンの前提とはしていない。

Q 2 : エネルギービジョンでは、区民・事業者・区が協働して着実に推進すると示されているが、具体的にどのように取り組んでいくのか。

A 2 : 自立分散型エネルギー社会の実現は、区民や事業者の主体的な行動によって達成される。意見や提案を伺いながらともに考え、現場の実態に即して、実現可能な取組をすすめていく。

電力の小売り自由化について

Q 1 : 一社独占だったエネルギーから、個人が事業者を選択できる権利を得たはずだが、流れている情報は、省エネに反するものや、安さばかりを強調する商業ベースのものがほとんどである。消費者が原発に依存せず、環境に配慮した電源を選択できるように、電源構成や環境負荷の表示を国に求めるとともに、制度そのものの理解が進むような啓発や情報発信が必要だと考えるが、区はどのように考え、取り組んでいくのか。

A 1 : 区民の選択の基準は多様。区は小売事業者が価格だけでなく電源構成も含め様々な情報を開示することは、区民が適切に選択するために当然のことと考える。

制度に関する情報発信については、国の責任で行うものと考えている。

Q 2 : 1 月から電気事業者の変更申込みの受付が可能になり、消費者への勧誘が始まっているが、事業者間の競争の激化によって、勧められるままに契約してしまう、契約しなければいけないような詐欺まがいの行為など、契約に関するトラブルの発生が懸念される。環境行政と消費者行政とが部署を超えて連携し、情報公開や消費者の権利を守る体制が必要だと考えるが、見解を伺う。

A 2 : 情報収集に努め、区民の問い合わせに対して環境や消費生活などの関係組織間で連携し、適切に対応していく。

こどもの支援について

中高生の居場所づくりについて

Q 1 : 区長の掲げるビジョンは最初が子ども施策だが、中高生の居場所についてはアクションプランにも示されていない。中高生は子どもから大人になる過程として大切な時期であるが、不安定な心を受け止める中高生の居場所についてどのように考えているか。

A 1 : 子どもたちを取り巻く環境が複雑化している中で、中高生を含む子どもたちが気軽に集える居場所が必要であると考えている。児童館事業の充実を重点事業とし、子どもたちの悩みや相談を受け止め、不登校・虐待などの予防、早期発見、関係機関と連携した対応につなげる場として位置付けている。

Q 2 : 区内 1 7 館の児童館のうち 1 3 館で中高生タイムを実施している。今後残りの 4 館も実施していく計画だが、中高生の居場所としての児童館をどのように位置づけているのか。

A 2 : 小学生の利用が多い中で、中高生専用の時間を設定することにより、活動や相談がしやすい環境を整えてきた。中高生の活動のサポートを通じて、子どもたちの放課後や休日を中心とした居場所の提供を図っていく。

Q3：児童館の中高校生タイムについて、例えばこれから導入する館は使い方やルールなどを自分たちで考え、アイデアを出し合う、自習の時間を作るなど、居心地の良い居場所として子どもたちに開放していくべきと考えるが、区の考えは。

A 3：曜日や時間帯など一定の枠組みの中で、中高校生が利用のルールや活動内容を自分たちが話し合い、主体的に活動できるよう働きかけている。

子ども参加のまちづくりについて

Q 1：区長は所信表明で子どもたちを「未来を拓く宝」と言っている。子どもたちが自分の住むまちを好きになったり、地域の一員であるという意識をもち、自然と主権者であることを実感していくことが未来を拓くことにつながる。そのためにはまちづくりに子どもが参加し、話し合い、一緒に地域の課題を解決していく機会をつくる必要があると考えるが、区の考えは。

A 1：子どもたちが、地域社会の構成員として住んでいるまちを知り、愛着を持って生活していくことは、重要なことと考えている。小・中学校では発達段階に応じて地域への興味や関心を高めるよう、子どもたちへの指導を行っている。

Q 2：今年から18歳選挙権が実施され、政治に参加していく基礎となる「主権者教育」や「シチズンシップ教育」が早い段階で求められるが、学校だけでなく子どものころから地域に参加し、体験することで自ら自然に学んでいくことが重要だと考える。駅周辺のまちづくりや、公園の整備などをすすめるにあたり、子どもたちのワークショップやまち歩きで子ども参加を実践することについて区の考えを伺う。

A 2：毎年実施している「練馬子ども議会」において、今年度から子ども議員が地域に足を運び、「体験教室」や「地域調査」を行ってから区へ政策提言を行う方式に変更した。駅周辺のまちづくりや公園整備等への子どもの参加についても、子どもたちの地域への理解や愛情を深める活動の中で検討していく。

まちづくりについて

Q 1：12月に東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）案が示された。

これまで都は「外環の2」を一体として考えると言っていたが、大泉ジャンクション部の1km区間はすでに事業化され、今回さらに区内の残りの3kmあまりが選定され、練馬区間だけ分けて進められることになったことは、これまでの説明と矛盾する。コミュニティを分断する道路づくりは、これまで築いてきた人と人との関係をも壊すことにつながります。区長のめざす「豊かで美しいまち」のためには、反対する一部の区民は置き去りでも仕方ないと考えているのか。

A 1：上石神井周辺では、歩行者や車が輻輳し、危険であることから駅へのアクセス道路や駅前広場などの整備が不可欠。外環の2の計画幅員などの都市計画が変更され、早期整備に対する地域の期待が高まっている。

今回実施する現況測量は、地域の皆様とより具体的なまちづくりの検討を進めるために活用する。

Q 2：補助135号線とともに補助232号線の大二中の敷地上で交差する部分が区施行での計画路線案に入った。区はこれまで「教育環境を優先する」としていながら、新たな解決策を示していない。区長は、「大泉第二中学校の教育環境の保全と都市計画道路の整備に関する有識者委員会」を設置し、課題を先送りにはしないと述べているが、何よりもまず、教育環境を最優先すべき。区の裁量で道路計画の変更や白紙撤回も選択肢に入れて判断すべきと考えるが区の考えは。

A 2：当該道路の必要性は、東京都全体の道路ネットワークの観点から改めて検証されており、当該施行者が判断するものではない。今回行う整備計画素案の見直しは、将来課題としてした補助232号線の整備も想定した上で、中学校の教育環境を確実に保全する再建策の検討を行うもの。地域の方々との意見交換を重ね、新たな整備方針を作成していく。

「区民が主役」と言うのであれば、民主主義がないがしろにされている練馬区政を根本的に見直すべき。差別や区別することなく、すべての区民との対話で、区政改革を実現させることを求める。